

循環型社会形成推進基本計画の指標について

1. 循環基本計画の指標と具体的な指針（素案）の関係

現行の第三次循環基本計画の指標である「物質フロー指標」と「取組指標」について、「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針（素案）との関係が明確になるよう、表1の通り整理した。今後、現行計画の指標と具体的な指針（素案）との関係を考慮しながら、次期循環基本計画の指標や目標について検討を進めることとする。

表1 循環基本計画の指標と具体的な指針（素案）の関係

	指標名称	対象	説明
①	物質フロー指標	全体	・経済社会におけるものの流れ全体を把握する物質フローを用いることで、国全体の循環型社会の形成の状況を端的に把握する指標 ・ただし、②の項目別の物質フロー指標となるものはのぞく。
②	物質フロー指標	項目別	・具体的な指針（素案）の項目毎に物質フローの状況を把握できる指標
③	取組指標	項目別	・具体的な指針（素案）の項目毎の具体的な取組の進捗度を測ることができる指標

2. 循環型社会の全体像をあらわす「物質フロー指標」について

現行計画において、経済社会におけるものの流れ全体を把握する物質フローを用いることで、国全体の循環型社会の形成の状況を端的に把握する目的で設定された指標について表2に示す。ただし、現行計画で循環型社会の全体像をあらわす物質フロー指標の補助指標とされた指標のうち、具体的な指針（素案）の項目毎に物質フローの状況を把握できる指標については、3. 以降で整理した。

表2 循環型社会の全体像をあらわす物質フロー指標

断面		補助指標
入口	・資源生産性	・非金属鉱物系資源投入量を除いた資源生産性 ・一次資源等価換算した資源生産性
循環	・循環利用率	・出口（排出）側の循環利用率
出口	・最終処分量	

3. 具体的な指針（素案）の項目別の「物質フロー指標」及び「取組指標」について

現行計画の物質フロー指標及び取組指標のうち、新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針（素案）の項目別に整理できる指標を表3に示す。

表3 具体的な指針（素案）の項目別の物質フロー指標及び取組指標

項目	物質フロー指標	取組指標
1. 低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・一次資源等価換算した資源生産性 ・化石系資源生産性 ・廃棄物由来の温室効果ガス排出量 ・廃棄物の原燃料・廃棄物発電等への活用による他部門での温室効果ガスの排出削減量 ・バイオマス系資源投入量、投入率 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物の再生利用等の実施率 ・廃棄物発電設備容量
2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による循環基本計画の策定数 ・生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率 ・地域循環圏形成のための取組数
3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	柱がき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人あたりの資源消費量 ・最終処分量 ・産業分野別の資源生産性 ・出口側の循環利用率
	(1) プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋辞退率（マイバック持参率） ・容器包装廃棄物の回収地方公共団体数・実施人口割合（プラスチック系） ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量 ・特定家庭用機器再商品化率 ・特定家庭用機器廃棄物回収率 ・使用済自動車指定回収物品

項目	物質フロー指標	取組指標
	(2) 食品	<p>再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物等再生利用等実施率（再掲） ・容器包装廃棄物の回収地方公共団体数・実施人口割合（紙系）
	(3) ベースメタルやレアメタル等の金属	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れたフローを考慮した金属資源のTMRベースの循環利用率 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合 ・使用済小型家電回収量 ・特定家庭用機器再商品化率（再掲） ・特定家庭用機器廃棄物回収率（再掲） ・使用済自動車指定回収物品再資源化率（再掲）
	(4) 土石・建設材料	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材再資源化等率 ・容器包装廃棄物の回収地方公共団体数・実施人口割合（ガラス系）
	(5) 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材	
	4. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源の輸出入量 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築		
6. 適正処理の更なる推進と環境再生	(1) 適正処理の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の発生件数・投棄量
	(2) 廃棄物により汚染された環境の再生	
	(3) 東日本大震災か	

項目	物質フロー指標	取組指標
	らの環境再生	
7. 循環分野における技術開発、人材育成等		<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及率 ・優良認定された産業廃棄物処理業者数 ・循環型社会に関する意識・行動 ・循環型社会ビジネスの市場規模 ・グリーン購入実施率 ・環境マネジメントシステムの認証取得件数 ・環境報告書の公表・環境会計の実施率 ・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況 ・資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数

【参考】第一次から第三次までの循環基本計画における指標の記載内容

	第一次循環基本計画（平成 15 年 3 月から平成 20 年 3 月まで）（抄）	第二次循環基本計画（平成 20 年 3 月から平成 25 年 3 月まで）（抄）	第三次循環基本計画（平成 25 年 3 月から）（抄）
循環基本計画における指標の設定に係る記載	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成のために、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー（マテリアル・フロー）指標」についての数値目標を設定。具体的には、物質フローの 3 つの断面を代表する 3 つの指標にそれぞれ目標を設定 <p>※全部で 3 項目。目標年次は、平成 32 年度頃の長期的な社会を見通しつつ、平成 22 年度に設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物質フローの 3 つの断面を代表する 3 つの指標について、引き続き目標を設定 第一次循環基本計画の 3 つの指標について引き続き目標を設定するとともに、それを補足する<u>補助的な指標も導入</u> 目標設定は行わないものの<u>推移をモニターしていく指標を導入し</u>、今後の検討課題を整理 <p>※全部で 11 項目。目標年次は、平成 37 年度（2025 年度）頃の長期的な社会を見通しつつ、平成 27 年度（2015 年度）に設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分等の各対策が一層進展した循環型社会を形成していくために、物質フロー（ものの流れ）の 3 つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」を目標を設定する指標として設定 目標を設定する指標を補足する観点から、補助的な指標を設定 <p>※全部で 13 項目。目標は、平成 32 年度に設定</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成の取組の進展度を測る指標として、「取組指標」に関する目標を設定 <p>※全部で 9 項目。目標年次は、平成 22 年度に設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に向けた取組の進展度を測る指標として、「取組指標」を設定 指標として、「目標を設定する指標」及び「<u>推移をモニターする指標</u>」を設定し、「取組指標」体系を拡充・強化 <p>※全部で 26 項目。目標を設定する指標については、平成 27 年度を目標年次に設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物質フロー指標のみでは捉えることができない、各主体の循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価し、更なる取組を促すために、第 2 次循環基本計画に引き続き、取組指標を設定。取組指標についても、目標を設定する指標に加え、当面の推移をモニターやする指標を設定 <p>※全部で 33 項目。目標を設定する指標については、平成 32 年度を目標年次に設定</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 指標の数が大幅に増加 「補助的指標」及び「<u>推移をモニターしていく指標</u>」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 計画本文に「各指標の進捗状況を見る際には、内外の経済情勢やリサイクル技術等の動向などを勘案するとともに、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理に係る部分を特定するなど、これらの影響についてできる限り詳細な分析を行い、その結果を踏まえ、各指標の目標達成に向けた進捗状況、取組状況等の評価をきめ細かく行う」ことを明記 「国の取組」として記載する施策項目の一つに「各個別法の対応」の項を新設し、各リサ法等についての記載を追加。

	第一次循環基本計画（平成 15 年 3 月から平成 20 年 3 月まで）（抄）	第二次循環基本計画（平成 20 年 3 月から平成 25 年 3 月まで）（抄）	第三次循環基本計画（平成 25 年 3 月から）（抄）
環境 基本 計画 における 指標の課題に係る記載	<p>【第二次環境基本計画（平成 12 年 12 月策定）】（抄）</p> <p>〔第三部第 1 章第 2 節. 2. (1)〕 循環型社会形成の推進に向けて、循環型社会形成推進基本計画に、<u>施策の具体的な目標として、数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにする</u>ことが必要です。 その目標については、廃棄物処理法上の廃棄物だけでなく、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、<u>発生抑制の観点から有価・無価を問わず廃棄物等を、また、循環的な利用の観点から循環資源を、それぞれ視野に入れたものとしていく</u>必要があります。</p>	<p>【第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月策定）】（抄）</p> <p>〔第二部第 1 章第 2 節. 3. (3)〕 ウ 施策の進捗状況や実態の適切な把握に向け、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進します。 特に、現在循環基本計画に位置付けられている物質フロー指標に加え、より詳細な実態把握等を行うための補助指標の内容を検討します。 また、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるよう、情報基盤の整備を図ります。</p> <p>〔第二部. 第 1 章. 第 2 節. 5. (1)〕 <u>将来的な課題として、こうした物質フロー指標と結び付けて、他の環境分野とも連携した取組や、現在進んでいる各種経済活動ごとの取組の効果等を把握・推進していく指標等の在り方についても検討を行います。</u></p>	<p>【第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月策定）】（抄）</p> <p>〔第 2 部第 1 章第 6 節. 4. (2)〕 <u>限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、次期循環型社会形成推進基本計画の中で、物質フロー指標の質的改善を図る。</u></p>

出典：「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について」（平成 29 年 3 月、環境省）